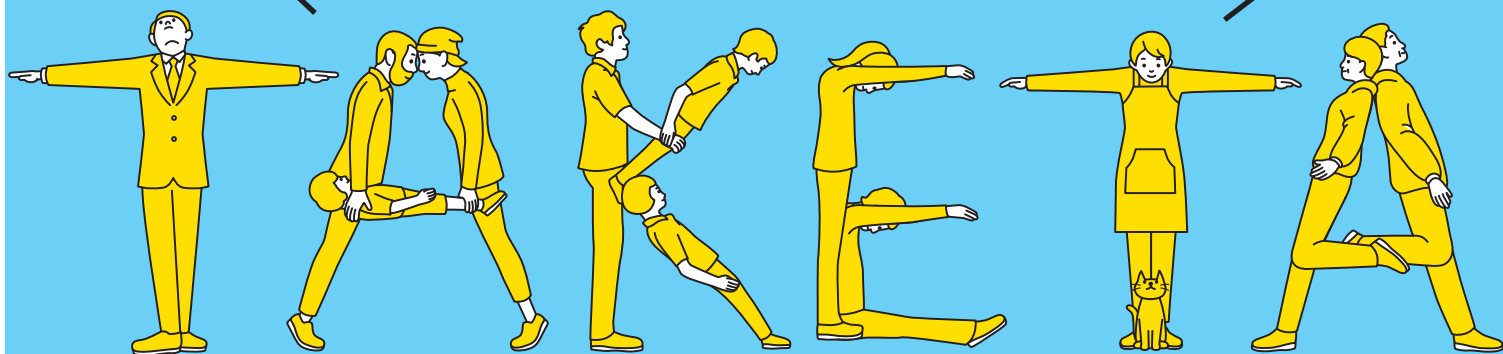


新しい暮らしは、ひとりじゃつくりえないから

WELCOME to

移住したい方に

移住者を
迎える方に



移住・定住を支える補助金 があります。

移住を
検討中の方へ



「お試し暮らし」を支援

宿泊費の
2分の1

01 | 竹田市お試し暮らし
短期滞在費助成金

住宅や仕事を探したり、暮らしを体験
するための宿泊費が対象です。

移住を
決めた方へ



引越し・生活環境整備を支援

最大
130万円

02 | 竹田市移住応援給付金

賃貸住宅の新築を補助

最大
1000万円

10 | 竹田市民間賃貸住宅
建設促進事業補助金

住宅を提供することで

移住者を
迎える方へ



空き家の活用を補助

最大
50万円

11 | 竹田市空き家バンク登録物件
整備事業補助金

12 | 竹田市空き家活用奨励金

住宅の新築・リフォームを補助

最大
100万円

03 | 竹田市定住促進住宅取得事業補助金

04 | 竹田市Uターン促進住宅・
住宅改修事業補助金

05 | 竹田市空き家改修事業補助金

起業・就業を支援

最大
150万円

06 | 竹田市創業等支援事業補助金

07 | 若者定住促進奨学金返還支援事業

08 | 竹田市介護人材就職奨励金

09 | 竹田市保育士等確保対策事業助成金

詳しくは裏面へ >



大分県 竹田市

移住・定住を支える給付金及び補助金内容一覧

移住を検討中の方へ

「お試し暮らし」の宿泊を支援

01 竹田市お試し暮らし短期滞在費助成金

- 趣旨 竹田市への移住・定住を目的に市内で住宅または仕事を探す、暮らしを体験するなどの活動にかかる滞在費の一部を補助することにより移住体験者、希望者の増加を図る。
- 内容 1人当たりの基本宿泊費(1泊2食)の2分の1(上限3千円)を2泊分まで助成。
- 対象 ①竹田市外に住所がある方 ②竹田市への移住・定住を目的とする活動のために市内に宿泊する方 ③連続して2日以上宿泊する方

移住を決めた方へ

引越し・生活環境整備を支援

02 竹田市移住応援給付金

- 趣旨 5年以上県外に居住していた方が本市へ移住する場合、引っ越しや生活環境を整備するための経費を助成することにより、移住促進及び地域活性化を図る。
- 内容 ①～⑤に該当する方…単身60万円、世帯100万円、子育て世帯130万円 ⑥に該当する方…単身・世帯20万円、子育て世帯30万円
- 対象 ①大分県マッチング支援事業で設置したマッチングサイトで就職し、移住した方 ②国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、移住した方 ③テレワークにより移住した方 ④大分県が実施するふるさとワーキングホリデーに参加し、移住した方 ⑤大分県地域課題解決型起業支援事業により起業し、移住した方 ⑥上記以外で県外から移住した方

03 竹田市定住促進住宅取得事業補助金

- 趣旨 若者の竹田市内への定住を促進する。
- 内容 45歳未満の方が住宅を新築又は新築購入した場合(1000万円以上)に、50万円を補助。ただし、市内に本店又は営業所等を有する業者で施工する場合又は当該業者から購入する場合、50万円加算する。(着工前の事前申請)
- 対象 竹田市内で住宅を取得(新築・新築購入)する方
- 条件 10年以内に取壊し、若しくは売却し、又は当該住宅から転居しないこと。

04 竹田市Uターン促進住宅・住宅改修事業補助金

- 趣旨 自らが定住する目的で住宅を取得、実家等の改修又は空き家の改修に必要な費用の一部を助成することにより、移住者の住環境を整備しUターン促進を図る。
- 内容 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内で算定し、上限100万円を支給。※市内に本店又は営業所等を有する業者を利用すること(着工前の事前申請)
- 対象 ①本市にUターンし住民基本台帳に記載されて1年以上の方 ②住宅の取得に係る契約を締結し、当該住宅の所有者として登記された登記名義人(登記名義人が共有名義の場合は、その代表者)であって、申請書を提出した日の属する年度末までに当該住宅で居住を始めた方 ③定住のために住宅を取得、実家等の改修又は空き家を改修し居住する方 ④居住地をその区域を含む自治会に加入する方 ⑤この補助金の交付を受けてから10年以上竹田市に定住しようとする方

05 竹田市空き家改修事業補助金

- 趣旨 自らが定住する目的で空き家を購入した者に対し、当該空き家の改修に必要な費用の一部を助成することにより、移住者の住環境を整備し定住促進を図る。
- 内容 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内で算定し、上限100万円を支給。※市内に本店又は営業所等を有する業者を利用すること(着工前の事前申請)
- 対象 ①空き家を購入した者で、本市の住民基本台帳に登録されていない方又は竹田市に転入して1年未満の方 ②補助金の交付を受けてから10年以上竹田市に定住しようとする方 ③竹田市空き家バンク設置要綱第2条第3号に規定する利用登録者 ④購入した空き家の所有者が3親等以内の親族でない方

06 竹田市創業等支援事業補助金

- 趣旨 創業に係る経費を助成することにより、本市における新たな事業の創出を促進し、産業振興及び地域経済の活性化並びに新たな雇用の創出を図ることを目的とする。
- 内容 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内で算定し、上限150万円を支給。
- 対象 事業所賃借料、事業所開設費用、法人登記等に係る経費、販売の促進に係る経費等。
- 条件 補助金の交付申請をする年度内に創業等を行う者又は補助金の交付申請時において創業等を行った日から3年を経過しない者で、市内に本店若しくは主たる事業所を有し、又は設けようとする者であること。 ※他条件あり。詳細は募集要項を確認のこと。 ※申請は年度当初になります。

07 若者定住促進奨学金返還支援事業

- 趣旨 修学中に市が指定する奨学金の貸付を受けた若者に対し、市内に就職後、当該奨学金の返還金の一部を補助することにより、市内の就業推進と定住促進を図る。
- 内容 申請年の前年の奨学金の返還金額の3分の2の額とし、限度額を20万円とする。
- 対象 以下9つ全てを満たす方 ①竹田市内に居住(住民登録)している方 ②令和4年4月1日以降に市内事業者で正社員として働いている方 ③市内に所在する事業所に勤務している方(申請後、勤務地が市外に所在する事業所に転勤した場合も含む) ④最初の申請年の1月1日において、年齢が30歳未満の方 ⑤奨学金の貸付を受け、その返還に滞りがない方 ⑥申請年の前年に奨学金を返還している方 ⑦国又は地方公共団体の職員でない方 ⑧奨学金返還に関する他の補助金の受給をしていない方 ⑨竹田市に10年以上定住する意思をもって居住する方 ※申請期間は毎年1～2月となります。

起業・就業を支援

08 竹田市介護人材就職奨励金

- 趣旨 介護分野の人材不足を解消するため、竹田市内で新たに事業所(介護サービス・訪問介護)に就職した方を対象に奨励金を給付することにより、介護人材の確保及び雇用の継続を図る。
- 内容 ①就職の日から6か月勤務した方 10万円 ②奨励金を受給した方で、就職の日から継続して同事業所に3年間勤務した方 10万円 ③奨励金を受給した方で、就職の日から継続して同事業所に5年間勤務し、介護福祉士の資格を取得した方 15万円
- 対象 介護職員、看護職員、調理員及び介護支援専門員を対象とし、要件を満たした日から90日以内に申請が必要。
- 条件 ①市内の介護サービス事業所に介護職等の正規職員として就職した満60歳以下の方 ②市内の訪問介護事業所の訪問介護員(月平均60時間以上又は年間720時間以上勤務する非正規職員)として就職した満60歳以下の方

09 竹田市保育士等確保対策事業助成金

- 趣旨 幼児教育・保育施設の人材不足に対応するため、新たに市内の保育施設に就職した保育士又は幼稚園教諭等に対して助成金を交付。
 - 内容 ①就職助成金：就職の日から6か月勤務した方に10万円 ②継続勤務助成金：助成金を受給した方で、就職の日から継続して同事業所に2年間勤務した方に10万円
 - 条件 ①常勤職員として市内の保育施設に就職した方 ②竹田市に住民票がある方 ③保育士資格や幼稚園教諭免許等を有している方
- ※市内保育施設から1年以内に転職された方を除く。

移住者を迎える方へ

10 竹田市民間賃貸住宅建設促進事業補助金

- 趣旨 民間が設置する賃貸住宅の建設費の一部を助成することで、世帯向けの賃貸住宅増加を図り、移住定住を促進する。
- 内容 アパート等の新築に係る費用の10分の1、1棟上限1000万円を補助。(一戸当たり最大150万円を補助)(着工前の事前申請)
- 対象 賃貸住宅の建設に着手し、その所有者となる法人又は個人(着工前の事前申請)
- 条件 ①1棟につき4戸以上の住宅戸数を有すること ②補助事業完了後、10年以上賃貸住宅の用に供すること

11 竹田市空き家バンク登録物件整備事業補助金

- 趣旨 空き家所有者に対し、空き家バンク登録前後に空き家環境の整備を補助することにより、空き家バンクの登録を促す。
- 内容 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内で算定し、上限50万円を支給。※市内に本店又は営業所等を有する業者を利用すること(着工前の事前申請)
- 対象 ①台所、風呂、洗面所、トイレ等の水回り及び関連する設備の改修 ②内装、屋根、外壁等の改修 ③家財道具等の廃棄 ④屋内の清掃
- 条件 ①竹田市内に空き家を有する方 ②整備しようとする空き家を竹田市空き家バンクに登録することを確約した方又は登録している方

12 竹田市空き家活用奨励金

- 趣旨 成約時に空き家所有者に対し、家財処分等の必要な整備を助成することで空き家バンクの登録を促す。
- 内容 本市以外の方が空き家バンクを活用し、成約した場合に空き家所有者に10万円支給。
- 対象 竹田市内に空き家を所有し、空き家バンクに物件を登録している方。
- 条件 ①移住者との間で空き家の売買契約又は賃貸借契約若しくは使用貸借契約を行っていること。 ②移住者が交付対象者の3親等以内の親族でないこと。

各種補助金に関する お問い合わせ

01～05 竹田市総合政策課 TEL.0974-63-4801

10～12 竹田市商工観光課 TEL.0974-63-4807

06・07 竹田市高年齢福祉課 TEL.0974-63-4809

08 竹田市高齢者福祉課 TEL.0974-63-4809

09 竹田市子育て世代包括支援センター TEL.0974-63-4823



竹田市の移住情報
サイトはこちら

住宅の新築・リフォームを補助

起業・就業を支援